

## 綾瀬ロケーションサービス実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が所有又は管理する施設及び財産等（以下「市所管施設等」という。）を映像制作のロケ地として活用し、映画やテレビ番組、写真撮影等の映像メディアを通じて本市の魅力を発信することにより、本市のイメージアップ、地域の活性化、観光の振興等を図る事業（以下「綾瀬ロケーションサービス」という。）の実施等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業実施内容)

第2条 綾瀬ロケーションサービスは、別に定める実施要領に基づき行うものとし、ロケ誘致主管課及び市所管施設等の管理者は、事業の円滑な実施に努めるものとする。

### (使用料)

第3条 綾瀬ロケーションサービスに伴う市所管施設等の使用料は、綾瀬市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和44年11月20日条例第26号）第3条の規定に基づき徴収する。ただし、個別法又は個別条例等により設置又は管理している施設にあっては、当該個別法又は個別条例等に定める規定等によるものとする。

### (事故責任の所在)

第4条 市所管施設等のロケ地として使用した際に生じた事故に対する一切の責任は、使用許可を受けた者にあるものとする。

### (庶務)

第5条 綾瀬ロケーションサービスの庶務は、ロケ誘致主管課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬ロケーションサービスに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。